

第 4 編

災害復旧・復興計画 編

第1節 公共施設災害復旧計画

部署・関係機関	建設環境対策班
---------	---------

基本方針

被災した施設は、本村がおかれている災害に対する各種の特性と原因を検討し、その被害程度に応じ復旧事業計画を立て、被災施設の原形復旧に併せて、再度災害の発生を防止し、施設の新設または改良を図る。

1. 災害復旧事業計画作成の基本方針（建設環境対策班）

災害復旧にあたっては、各施設の原形復旧にあわせ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設または改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、各施設等の災害応急対策がある程度終了したとき、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

2. 災害復旧事業計画（各関係班）

公共施設の災害復旧は、おおむね以下の事業について計画するものとする。

なお、災害復旧事業、その他関係事業に要する費用は、別に法令に定めるところにより、予算の範囲内において国及び県が全部又は一部を負担し、又は補助して行われる。

（1）公共土木施設災害復旧計画

- ア 河川施設復旧事業計画
- イ 海岸 ハ
- ウ 道路 ハ
- エ 砂防 ハ
- オ 地すべり防止施設復旧事業計画
- カ 急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
- キ 下水道施設復旧事業計画
- ク 林地荒廃防止施設復旧事業計画
- ヶ 漁港施設復旧事業計画
- コ 公園災害復旧事業計画

（2）水道施設復旧事業計画

（3）農林水産業施設災害復旧事業計画

※農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

（4）都市災害復旧事業計画

（5）住宅災害復旧事業計画

（6）社会福祉施設災害復旧事業計画

（7）公立医療施設、病院等災害復旧事業計画

（8）公立学校施設災害復旧事業計画

（9）社会教育施設災害復旧事業計画

- (10) 文化財災害復旧事業計画
- (11) その他の災害復旧事業計画

3. 村及び県の措置

(1) 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害（以下「激甚災害」という）が発生した場合において、村又は県は被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう迅速かつ適切な対応を行い、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行なわれるよう努めるものとする。

(2) 緊急災害査定の促進

災害が発生した場合、村及び県は、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行なわれるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

(3) 災害復旧資金の確保措置

村及び県は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため所要の措置を構てる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

(4) 施設災害復旧事業に関する国の財政措置等

災害のため被害を受けた公共施設等の災害復旧事業に関する国の財政措置を十分把握しておき、これらの特別措置等を勘案し、迅速な復旧を図るものとする。

(5) 復旧工事の代行

県は、国の緊急災害対策本部が設置される災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた村から要請があり、かつ村の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、村に代わって工事を行うものとする。

第2節 被災者生活への支援計画

部署・関係機関	総務対策班、福祉保健対策班
---------	---------------

村は、被災者等の生活再建に向けて住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般、また、女性の悩み相談・暴力被害者支援等きめ細かな支援を講じる。

第1款 災害相談

被災者が抱える相談や問い合わせに対しては、「住民サポートセンター」を開設してこれに総合的、横断的に対処するものとする。

1. 住民サポートセンター（仮称）の開設（各関係班）

村は被災者の抱える相談や問い合わせに対処するため、県及びその他の関係機関と連携して住民サポートセンター（仮称）を開設するものとする。

センターの開設にあたっては、被災者の便宜を考慮し、できるだけ関係機関を一堂に集めるよう努めるものとする。

2. 相談内容（各関係班）

住民サポートセンターにおける相談内容は概ね次のような事項である。

- (1) 被災建築物の応急危険度判定結果及び処置について
- (2) 倒壊家屋の解体・撤去
- (3) 各種資格証の再発行等（年金証書、免許証等）
- (4) 災害証明の発行手続き
- (5) 仮設住宅の入居
- (6) 独立行政法人住宅金融支援機構関係（返済、支払方法等）
- (7) 事業再開の融資
- (8) 災害援護資金
- (9) 被災に伴う税金の減免措置
- (10) 借地・借家
- (11) 医療、保健（精神保健を含む）
- (12) 労働相談

3. 設置場所（各関係班）

住民サポートセンターは、被害状況を勘査して、村役場及び被災地において日頃から活用されている公共施設等に設置する。

4. 村相談窓口等の開設

村は、被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に周知するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力・連携することにより、被災者に対して必要な情報や支援・サービスを提供する。

5. り災証明書等の発行

村は、被災者に対して各種の支援措置を早期に実施するため、遅滞なく住家等以外の程度を調査し、住宅等の危険度判定結果の表示やり災証明書を交付するものとする。

なお、住家等の被害調査やり災証明書交付の体制を確立するため担当部局等を定め、担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、これらの業務に必要な実施体制の整備に努めるものとする。

第3節 住宅復旧計画

部署・関係機関

総務対策班、建設環境対策班

災害によって住宅を失った被災者にとって、一時的に入居する村営住宅や仮設住宅等から恒久住宅への移転は切実なものがあり、早急な住宅復興に向けての資金融資及び貸付対策等について定めるものとする。

1. 災害復興住宅資金の融資（建設環境対策班）

村は、被害地の滅失家屋の状況を調査し、沖縄振興開発金融公庫法令に規定する災害復興住宅資金の融資適用災害に該当するときは、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、借入手続きの指導、融資希望者家屋の被害状況調査及び被害率の認定を早期に実施して、災害復興資金の借入促進を図るものとする。

なお、この場合資金の融通が早急に行われるよう、村は、罹災者が公庫に対して負うべき債務を保証するよう努めるものとする。

2. 個人住宅（特別貸付）建設資金

村は、災害による住宅の被害が発生した場合においては、り災者に沖縄振興開発金融公庫による個人住宅（特別貸付）建設資金の災害罹災者貸付制度の内容を周知させるものとする。なお、り災者が借入れを希望する際には「り災者証明書」を交付するものとする。

3. 災害公営住宅の建設

災害公営住宅（公営住宅法第8条第1項による）は、大規模な災害が発生し、住宅に多大な被害が生じた場合、低所得被災世帯者に賃貸するため国庫補助を受けて建設するものとする。

（1）適用災害の規模

災害種別	基準内容
地震、暴風雨、洪水、高潮その他の異常な天然現象による場合。	ア) 被災全域の滅失戸数が500戸以上のとき。 イ) 本村区域内の滅失戸数が200戸以上のとき。 ウ) 本村区域内の滅失戸数が、その住宅戸数の1割以上のとき。
火災による場合	ア) 被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき。 イ) 本村区域内の滅失戸数が、その区域内住宅戸数の1割以上のとき。

（2）災害公営住宅の建設及び管理者

災害公営住宅は、村が建設し管理することとする。

ただし、災害が広域的かつ甚大な場合は、県が補完的に建設、管理することとする。

4. 住宅供給

村長は、必要な場合は全壊家屋被災者を公営住宅に入居させる等の住宅確保を図る。災害公営住宅の建設や既存公営住宅の空き屋の活用を図る。また、公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等を把握し、必要に応じて関係団体との協定を締結し、災害時の応急借上住宅として迅速に確保できるようにしておく。

第4節 生業資金の貸付

部署・関係機関	総務対策班
---------	-------

災害の種類や規模によっては被災地において、死傷者の発生や住宅の損壊等甚大な被害が起これ、被災住民の生活環境は混乱している。こうした中で被災者の生活再建支援として弔慰金の支給や各種制度資金の貸与及び融資対策並びに租税の減免措置や就職の斡旋等各種の被災者支援対策について定めるものとする。

1. 災害弔慰金及び災害障害見舞金（総務対策班）

（1）災害弔慰金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第3～7条）

村は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対し災害弔慰金を支給する。

実 施 主 体	東村
対 象 災 害	<ul style="list-style-type: none"> ・村において住居が5世帯以上滅失した自然災害 ・県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の自然災害 ・県内において、災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害 ・災害救助法が適用された市町村をその区域に含む都道府県が2以上ある場合の自然災害
支 給 額	<p>ア 生計維持者が死亡した場合 500万円 イ その他の者が死亡した場合 250万円</p>
遺 族 の 範 囲	<p>ア 配偶者、子、父母、孫、祖父母 イ アに掲げる遺族がいない場合、死亡した者の死亡時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</p>
費 用 負 担 割 合	国（1／2）、県（1／4）、村（1／4）
根 抱 法 令 等	<p>ア 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号） イ 同法施行令（昭和48年政令第374号） ウ 災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年条例第31号） エ 同条例施行規則（昭和49年規則第16号）</p>

(2) 災害障害見舞金の支給（災害弔慰金の支給に関する法律第8・9条）

村は、災害による負傷、疾病で精神又は身体に著しい障害が出た場合、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、災害障害見舞金を支給する。

実施主体	東村
対象災害	災害弔慰金の支給における支給対象災害と同じ
障害の程度	上記の災害により精神または身体に次に掲げる程度の障害を受けた者 ア 両眼が失明した人 イ そしゃく及び言語の機能を廃した人 ウ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人 エ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護をする人 オ 両上肢をひじ関節以上で失った人 カ 両上肢の用を全廃した人 キ 両下肢をひざ関節以上で失った人 ク 両下肢の用を全廃した人 ケ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められる人
支給額	ア 生計維持者が障害を受けた場合 250万円 イ その他の者が障害を受けた場合 125万円
費用負担割合	国(1/2)、県(1/4)、村(1/4)

2. 生業資金の貸付

村は、災害救助法が適用になった場合、被災した生活困窮者等の再起のため、必要な事業資金その他の小額融資の貸付資金を確保するため、次の資金等の導入に努めるものとする。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律（以下「法」という。）による災害援護資金

村は、災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく生活の再建に必要な資金を貸し付ける。

実施主体	東 村	
対象災害	県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の自然災害	
貸付限度額	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 150万円 ② 家財の1/3以上の損害 250万円 ③ 住居の半壊 270万円 ④ 住居の全壊 350万円 ⑤ 住居の全体が滅失 350万円 ⑥ ①と②が重複 250万円 ⑦ ①と③が重複 270万円(350万円) ⑧ ①と④が重複 350万円 ()は特別の事情がある場合	
貸付条件	所得制限 世帯人員 村民税における総所得金額 1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 1人増すごとに730万円に30万円を加えた額	

	ただし、その世帯の住居が滅失した場合にあっては、1,270万円とする
貸付利率	年3%（据置期間中は無利子）
据置期間	3年（特別の事情のある場合は5年）
償還期間	10年（据置期間を含む）
償還方法	年賦または半年賦
貸付原資負担	国（2/3）、県（1/3）

（2）生活福祉資金の貸付

東村社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付事業制度要綱」に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯に対して生活福祉資金を貸し付ける。なお、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は原則としてこの資金の貸付対象とならない。

緊急小口資金

貸付限度額	10万円以内
貸付利率	無利子
据置期間	貸付けの日から2月以内
償還期間	据置期間経過後12月以内

福祉費（災害援護費）

貸付限度額	150万円（目安）
貸付利率	連帯保証人を立てた場合：無利子 連帯保証人を立てない場合：年1.5%
据置期間	貸付けの日から6月以内
償還期間	据置期間経過後7年以内（目安）

大規模災害時には、貸付対象世帯の拡大、据置期間や償還期間の拡大の特例措置を実施することがある。このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金がある。

（3）母子父子寡婦福祉資金

村は、災害により被災した母子家庭及び寡婦に対して、事業開始資金、事業継続資金、住宅資金の据置期間の延長及び償還金の支払猶予等の特別措置を講じる。

3. 被災世帯に対する住宅融資

低所得世帯あるいは母子世帯で災害により住宅を失いまたは破損等のために居住することができなくなった場合、住宅を補修または非住家を住家に改造する等のため資金を必要とする世帯に対して、次の資金を融資するものとする。

- （1）災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金
- （2）生活福祉資金の災害援護資金または住宅資金
- （3）母子福祉資金の住宅資金

4. その他の住宅関係の融資

- 災害復興住宅（沖縄振興開発金融公庫）
- ア 災害復興住宅資金
- イ 地すべり等関連住宅資金
- ウ 宅地防災工事資金

5. 災害義援金品の募集及び配分

（1）義援物資の受入れ

村は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れ物資を明確にし、報道機関を通じて国民に公表する。

（2）義援金の受入れと配分

村、県及び日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

ア 義援金を、確実、迅速、適切に募集・配分するため、県は義援金配分委員会（以下、本節において「委員会」という）を設置する。

イ 委員会の構成機関は、県、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、県村長会、県町村会、沖縄タイムス、琉球新報、沖縄婦人連合会、その他県単位の各種団体の代表者により構成する。

ウ 県、市町村、日本赤十字社沖縄県支部、沖縄県共同募金会、その他各種団体は、義援金の受付窓口を開設し、直接義援金を受け付ける。

エ 義援金の受付状況について委員会に報告し、受け付けた義援金は委員会へ送金する。

オ 受領した義援金は、配分計画に基づき、速やかに被災市町村へ送金する。被災市町村は、委員会から送金された義援金を、配分計画に基づく配分率及び配分方法により、被災者に配分する。

第5節 租税の徴収猶予及び減免

部署・関係機関	住民対策班
---------	-------

災害時の租税の徴収猶予及び減免は、次によるものとする。

1. 村税

(1) 納税期限の延長

災害により納税義務者等が期限内に申告その他の書類の提出、又は村税を納付もしくは納入することができないと認める時は、災害がやんだ日から2か月以内の範囲で当該期限の延長を行うものとする。(村税条例第18条の2)

(2) 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税義務者等が、村税を一時に納付又は納入することができないと認められる時は、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予するものとする。なお、やむを得ない理由があると認める時は、さらに1年以内の延長を行うことができるものとする。

(地方税法第15条)

(3) 減免

被災した納税(納付)義務者に対し、該当する各税目等について次により減免を行うものとする。

税目	減免の内容
個人の村民税 (個人の県民税を含む)	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
固定資産税	災害により著しく価値が減じた固定資産について行う。
国民健康保険税 軽自動車税	被災した納税義務者の状況に応じて減免を行う。
特別土地保有税	災害により著しく価値を減じた土地について行う。

2. 国税・県税

国及び県は被災者の納付すべき国税及び県税について、法令及び県条例に基づき、申告・申請・請求・その他書類の提出又は納付もしくは納入に関する期限の延長や徴収猶予及び滞納処分の執行の停止、並びに減免等の措置を災害の状況により実施するものとする。

第6節 職業の斡旋

部署・関係機関	総務対策班
---------	-------

公共職業安定所が職業斡旋の対象とする被災者は、災害のため転職又は一時的に就職を希望し、本人の技能、経験、健康、その他の状況から判断し就職可能な者とする。

1. 職業相談

公共職業安定所は、原則として被災者が公共職業安定所に来所し求職の申込みをした者に対し職業相談を行うものとする。ただし、被災者が遠隔地に居住する等、その他の事由により公共職業安定所に来所することのできない被災者について村長は、公共職業安定所長の指示により被災者の求職申込みを公共職業安定所長に取次ぐものとする。更に公共職業安定所長は、村長の求職取次に基づき、状況により被災地に出向いて職業相談を実施させるものとする。

2. 求人開拓及び職業紹介

公共職業安定所長は、職業相談の結果、希望職種、その他の希望条件等を的確に把握し、被災者の個人的な事情、身体状況、能力等を考慮し、適職求人の開拓を行い通勤地域、広域紹介又は日雇労働者としてあっせんするものとする。

第7節 応急金融対策

部署・関係機関	総務対策班
---------	-------

災害時の応急金融対策を図る。

1. 通貨の供給の確保

(1) 通貨の確保

日本銀行那覇支店は、被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。

なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。

(2) 輸送、通信手段の確保

日本銀行那覇支店は、被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

日本銀行那覇支店は、関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あっせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置を適切に講じるよう要請する。

2. 非常金融措置

日本銀行那覇支店は、被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し、次のような非常措置をとるよう、あっせん、指導を行う。

(1) 非常金融措置の実施

- ① 預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
- ② 被災者に対して定期預金、定期積金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。
- ③ 被災地の手形交換所において被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
- ④ 損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(2) 金融措置に関する広報

日本銀行那覇支店は、関係機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力してすみやかにその周知徹底を図る。

第8節 復興の基本方針

部署・関係機関	総務対策班、住民対策班、建設環境対策班、農林水産対策班
---------	-----------------------------

災害による被災は災害の種類及び規模等により様々であるが、被災地の復興にあたっては、前節までに述べたように再度の災害にも対応できるより安全性に配慮した各種復興事業とともに、被災者の生活再建並びに農林漁業や中小企業の産業再建施策等地域社会経済の全般的な復興に係わる広範囲かつ短期及び中長期にわたる支援策が必要とされ、きめ細かに行うものとする。

1. 災害復興計画の作成

村は、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害において、被災地域の再建を可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

特に、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことのかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

また、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進するものとする。また、併せて障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進するものとする。

2. がれき処理

村は、「東村災害廃棄物処理計画」に則り災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を行うものとする。なお、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用することとする。

また、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講ずるものとする。

3. 防災むらづくり

被災地の復旧及び復興施策を推進するにあたっては、単なる原型復旧にとどまらない再度の災害にも耐えられる「災害につよいむらづくり」を目指して行うものとする。

なお、防災むらづくりにあたっては平常時からの災害予防対策業務と連携し、次の事項について留意するものとする。

- ① 避難路や避難地及び延焼遮断帯の整備
- ② 道路・公園・河川及び漁港などの防災活動拠点ともなる社会基盤並びに防災安全区の基盤の整備
- ③ ライフラインの耐震化
- ④ 建築物の耐震化及び不燃化
- ⑤ 耐震性貯水槽の設置など

4. 特定大規模災害時の復興方針等

大規模災害からの復興に関する法律（以下「復興法」という。）に規定する特定大規模災害を受け、国の復興基本方針が定められた場合、村は、必要に応じて県と共同して国の復興基本方針等に即した復興計画を策定し、また、復興協議会を組織して復興整備事業の許認可の緩和等の特別措置の適用を受け、市街地開発事業、土地改良事業等を実施する。

また、復興計画の作成や復興整備事業の実施等に必要な人員が中長期的に不足する場合は、復興法に基づき、関係地方行政機関の長に対して職員の派遣を要請する。

第9節 被災者生活再建支援法適用計画

部署・関係機関	総務対策班
---------	-------

地震等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援について、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号。以下「支援法」という。）に基づき、本計画によるものとする。支援金の支給事務については被災者生活再建支援法人（以下「法人」という。）、又は、法人から委託を受けた村が実施するものとする。なお、被災者生活再建支援制度の概要は次のとおりである。

1. 適用基準

暴風・豪雨・洪水・高潮・地震・津波等の自然災害により生じた被害が次に該当するに至った場合。（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、該当起因が自然現象によるものは対象となりうる。）

（1）制度の対象となる自然災害

- ① 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項のうち1号または2号を満たす自然災害が発生した市町村
- ② 自然災害により全壊10世帯以上の被害が発生した市町村
- ③ 自然災害により全壊100世帯以上の被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の被害が発生した都道府県内の他の市町村で、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満に限る）
- ⑤ ①又は③の都道府県に隣接する都道県内の市町村で、①、②、③のいずれかに隣接し、全壊5世帯以上の被害が発生したもの（人口10万人未満に限る）
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・全壊5世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万人以上10万人未満のものに限る）
 - ・全壊2世帯以上の被害が発生した市町村（人口5万未満のものに限る）

（2）制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により

- ア) 住宅が「全壊」した世帯
- イ) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- オ) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

（3）支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。支援金の使途は限定されない。

*世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の再建方法)		計
①全壊 (損害割合 50%以上)	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
②解体		補修	100 万円	200 万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
④大規模半壊 (損害割合 40%台)	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
⑤中規模半壊 (損害割合 30%台)	-	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

資料：内閣府「被災者生活再建支援制度の概要」

(4) 支援金の支給申請

申請窓口	東 村
申請時の添付書面	ア 基礎支援金：罹災証明、住民票 等 イ 加算支援金：契約書(住宅の購入、賃借等) 等
申請期間	ア 基礎支援金：災害発生日から 13 月以内 イ 加算支援金：災害発生日から 37 月以内

(5) 基金と国の補助

国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）は都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。（基金の拠出額 600 億円）

基金が支給する支援金の 1/2 に相当する額を国が補助。

2. 村の事務体制

※ 下記の(1)～(13)の後にある「◎」は村で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「●」は必要な事務を表す。

(1) ●制度の周知（広報）

(2) ◎住宅の被害認定及び被害報告

被災者生活再建支援法施行令（平成 10 年政令第 361 号）第 1 条各号の規定に基づき県が行う速やかな被害報告に資するため、当該自然災害にかかる次の被害状況について県に速やかに報告する。

- ① 村名、法の対象となる、又は、その見込みのある自然災害が発生した日時及び場所
- ② 災害の原因及び概況
- ③ 住宅に被害を受けた世帯の状況（全壊（全焼、全流失を含む。以下同じ。）、大規模半壊、半壊（半焼を含む。以下同じ。）及び床上浸水等の被害を受けた住宅の世帯数等）
- ④ ③の報告については、自然災害発生後の初期段階では、災害救助法（昭和 22 年法律第 118

第4編 災害復旧・復興計画

号)による救助の実施に関して行われる住家被害の報告と同一でも可。

⑤ 報告の責任の明確化

自然災害の状況等の報告事務については、あらかじめ担当窓口を定め県県民生活課の報告責任者と密接な連携を図る。

(3) ◎罹災証明書等必要書類の発行

申請者は、次に掲げる書類を被災者生活再建支援金支給申請書に添付する必要があるので、村は、当該被災者から請求があった時は、必要な書類を発行する。

- ① 住民票（外国人世帯にあっては、外国人登録証明書）等世帯が居住する住宅の所在、世帯の構成が確認できる証明書類
- ② 世帯の前年（被災日が1月から5月までの間である場合は、前前年）の総所得金額が確認できる証明書類
- ③ 要支援世帯であることが確認できる証明書類
- ④ 罹災証明書（全壊・半壊やむを得ず解体・大規模半壊の区別が記載してあるもの）及び半壊解体世帯については解体されたことが確認できる証明書類

(4) ◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務

被災者へ支援金の支給申請に際して、支援金の性格など被災者生活再建支援制度の趣旨及び内容を説明するとともに、支給申請書の記載方法、使途実績報告の時期等その他手続等の窓口業務を行う。

(5) ◎支給申請書の受付・確認等

被災世帯からの申請書類は、村が世帯主等から事実関係、申請書記載事項及び添付書類を十分確認し、次に掲げる事項等を処理する。

- ① 支給対象額の算定支給対象額の算定
- ② 対象となる世帯の収入額の算定
- ③ 要支援世帯の確認
- ④ 添付書類等の有無
- ⑤ その他の記載事項に関する確認（生活関係経費、居住関係経費等）

(6) 支給申請書の受付・確認等を終えた後、県に送付する。

(7) ◎使途実績報告書の受付・確認等

使途実績報告書を受付・確認後県へ送付する。

(8) ○支援金の支給（被災者の口座への振り込みによる場合を除く。）

(9) ○支援金の返還に係る請求書の交付

(10) ○加算金の納付に係る請求書の交付

(11) ○延滞金の納付に係る請求書の交付

(12) ○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金

(13) ●その他上記に係る付帯事務

4. その他

収入額の算定、支援金支給申請の手続、その他については被災者生活再建支援法、同施行令、同施行規則、事務次官通知等により行うものとする。

第10節 農林漁業融資計画

部署・関係機関

農林水産対策班

災害によって農林漁業及び企業の施設等に被害を受けると、それぞれの農林漁業者の経営に打撃を与えるのみならず地域経済が疲弊する可能性が高く、その復興対策が重要である。そのため被害を受けた農林漁業者に対する災害復興対策資金の融資等について万全を期するものとする。

1. 農業者への融資対策

村は、県と連携協力し、被災農業者に対しては、低利の資金を融資することによって、農業経営の維持安定を図ることを目的として、天災融資制度、沖縄振興開発金融公庫等の制度金融による救済制度が設けられている。

「天災融資法」の発動及び「激甚災害法」が適用されることとなった場合は、天災資金の活用を推進する。

また、天災融資法等が適用されない場合は、農林漁業セーフティネット資金（災害資金）や農業近代化資金等の災害復旧事業を対象とした制度資金の活用を推進する。

その他、「沖縄県農業災害対策特別資金利子助成金等補助金交付要綱」に基づく利子助成を行い、被災農業者の負担軽減を図るものとする。

2. 林業者への融資対策

村は、県と連携協力し、被害林業者等に対しては、天災融資法に基づく資金又は沖縄振興開発金融公庫資金の活用を指導するとともに、災害後の復旧資金として林道その他林業用共同利用施設資金（災害）等の長期低利の資金導入を円滑に進め早期復旧を指導推進する。

3. 漁業者への融資対策

村は、県と連携協力し、被害漁業者の施設（漁船・漁具）、漁獲物及び漁業用資材並びに漁業協同組合等の管理する共同利用施設又は在庫品に対する被害については天災融資法を適用し、災害復旧を容易ならしめ、被害漁業の経営の安定を図るよう推進する。

また、沖縄振興開発金融公庫の漁業基盤整備資金及び漁船資金等を積極的に利用するとともに、系統金融の活用を図るよう指導推進する。

■ 農林漁業災害復興対策資金

資金名	実施主体等	関連法令	備考
①天災資金	農協・銀行等の金融機関	「天災による被災農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」	激甚災害と指定された場合は有利な融資条件となる
②沖縄振興開発金融公庫の ・農林漁業施設資金（主務大臣指定施設共同利用施設） ・農業基盤整備資金 ・自作農維持資金 ・林業基盤整備資金 ・漁船資金	沖縄振興開発金融公庫	「沖縄振興開発金融公庫法」	農林漁業資金のうち災害復興事業をも対象となる資金
③「沖縄県農業災害資金利子補給事業交付規定に基づく災害資金			沖縄県の単独事業
④農林漁業組合等の制度資金			

第11節 中小企業者等への支援計画

部署・関係機関	総務対策班、農林水産班
---------	-------------

この計画は、災害を受けた農漁業者、中小企業者及び一般被災者に対し災害復旧資金の融資を行い、応急復旧を図るものである。

災害時の被災農漁業者、中小企業者に対する融資対策は、次によるものとする。

1. 緊急連絡会の開催

村は、県と連携協力し関係金融機関、関係指導機関等と緊急連絡会を開催して災害融資の円滑化を図るものとする。

2. 金融相談の実施

村は、県と連携協力し、商工会等の協力を求めて、金融相談を行い、融資の指導、斡旋を行うものとする。

3. 中小企業災害復興対策資金の活用促進

被災した中小企業者の経営再建及び復興のため、下記で掲げる低利融資の災害対策資金の活用を促進するものとする。

資金名	実施主体等	関連法令	備考
(1) 災害復旧資金	・沖縄振興開発金融公庫 ・株式会社商工組合中央金庫	「沖縄振興開発金融公庫法」	国の利子補給
(2) 災害復旧高度化資金	・沖縄県 ・独立行政法人中小企業基盤整備機構		
(3) セーフティネット保証	沖縄県信用保証協会（融資の保証）	「中小企業信用保険法」	
(4) 沖縄県融資制度（中小企業セーフティネット資金）	沖縄県		県から取扱金融機関に原資預託